

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三十三 （略）</p> <p>三十四 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第三条第十七号の三口に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 円筒形のロータを試験することができるように設計したものであつて、次の（一）から（四）までの<u>全て</u>に該当するもの</p> <p>（一）・（二） （略）</p> <p>（三） <u>修正面上の到達最小比不釣合いが一キログラム当たり一〇グラムミリメートル以下のもの</u></p> <p>（四） （略）</p> <p>十の二～六十二 （略）</p> <p>第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三十三 （略）</p> <p>三十四 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第三条第十七号の三口に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 円筒形のロータを試験することができるように設計したものであつて、次の（一）から（四）までの<u>すべて</u>に該当するもの</p> <p>（一）・（二） （略）</p> <p>（三） <u>修正面上の残留不釣合いが一キログラム当たり〇</u>・〇一キログラムミリメートル以下のもの</p> <p>（四） （略）</p> <p>十の二～六十二 （略）</p> <p>第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの  
イ〜ウ (略)

キ ジエチルアミン

二・三 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 (略)

七 弁又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 呼び径が一〇A超の弁であつて、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(一)〜(九) (略)

ロ 呼び径が二五A以上一〇〇A以下の弁であつて、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの

ハ イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであつて、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

八〜十二 (略)

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの  
イ〜ウ (略)

(新設)

二・三 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 (略)

七 弁又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 呼び径が一〇A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであつて、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(一)〜(九) (略)

ロ 呼び径が二五A以上一〇〇A以下の弁であつて、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの  
(新設)

八〜十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、デングウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水泡病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（ロシア春夏脳炎ウイルスに限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、ブタエントロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

- 二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ウエルシユ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネットイイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一〇一、O一二一、O一四五及びO一五七）、発疹チフスリケツチア、バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであつて、次の全てに該当するもの（クラスⅢ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。）

- (一) 操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの
- (二) 陰圧状態で操作することが可能なもの
- (三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、アルゲンチネンス菌、ウエルシユ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネットイイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一〇一、O一二一、O一四五及びO一五七）、発疹チフスリケツチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

(四) 作業空間の給気及び排気にH E P Aフィルターを用いるもの

二、四の二 (略)

五 凍結乾燥機であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 蒸気又はガスにより内部の滅菌をすることができるもの

五の二・六 (略)

七 粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 動物の全身を暴露することができる吸入室を有するもの

であつて、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの

ロ 一二以上のげっ歯類の動物又は二以上のげっ歯類以外の動物の鼻部を直接エアゾールを流動させて暴露することができるものであつて、これに用いるように設計した動物を

保定する密閉型のホルダーを有するもの

八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この条において同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

一の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

一の三 (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは

二、四の二 (略)

五 凍結乾燥器であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

五の二・六 (略)

七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であつて、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの

八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この条において同じ。)試験装置若しくはこれらの部分品

一の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

一の三 (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは

は工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 液体ロケット推進装置若しくはゲル状燃料ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン若しくはゲル状燃料ロケットモータ

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ール (略)

四 多段ロケットの切離し装置又は段間継手(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット)に使用することができるものに限る。又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

五 十の二 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ ファイラメントワインディング装置、ファイバープレース

は工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ール (略)

四 多段ロケットの切離し装置又は段間継手(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット)に使用することができるものに限る。又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

五 十の二 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ ファイラメントワインディング装置又はファイバープレース

メント装置又はトウプレイスメント装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置

ロ テープレイング装置であつて、複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するために、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

ハゝホ (略)

十二ノ二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ふつ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体を使用するように設計したもののうち、第十四号ロ又はハに該当するふつ素化合物の含有量が全重量の五〇パーセントを超えるシール、ガスケット、シート又は燃料貯蔵袋

メント装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置

ロ 複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

ハゝホ (略)

十二ノ二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ふつ素化合物の製品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体を使用するように設計したものであつて、第十四号ロ又はハに該当するふつ素化合物の含有量が全重量の五〇パーセントを超えるシール、ガスケット、シート又は燃料貯蔵袋

ロ 第十四号イに該当するビニリデンフルオライドの共重合体からなる圧電重合体又は圧電共重合体であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの  
(一) シート又はフィルム状のもの

二〇六 (略)

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの  
(コーティングに使用するために特に調合したものを除く。)

イ 〇ニ (略)

八〇十 (略)

十一 潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用  
若しくは冷媒用に使用することができる液体であつて、次の  
いずれかに該当するもの

イ 削除

(二) 厚さが二〇〇マイクロメートルを超えるもの

ハ ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物  
からなるシール、ガスケット、バルブシート、貯蔵袋又は  
ダイヤフラムであつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙  
開発用の飛しよう体に使用するように設計したもの

二〇六 (略)

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの  
(基材の表面に定着させるコーティング用のものを除く。)

イ 〇ニ (略)

八〇十 (略)

十一 作動油若しくは潤滑剤として使用することができる液体  
若しくは材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用すること  
ができる液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作動油として使用することができる液体であつて、次の  
いずれかに該当するものを主成分とするもの

(一) シラハイドロカーボン油であつて、次の1から4  
までのすべてに該当するもの

1 引火点が二〇四度を超えるもの

2 流動点が零下三四度以下のもの

3 粘度指数が七五以上のもの

4 三四三度の温度において安定性を有するもの

(二) クロロフルオロカーボンであつて、次の1から5

までのすべてに該当するもの

1 引火点を有しないもの

2 自己発火温度が七〇四度を超えるもの

3 流動点が零下五四度以下のもの

4 粘度指数が八〇以上のもの



ロ・二 (略)

十二・十三 (略)

十四 ふっ素化合物であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 削除

ロ・ハ (略)

十五・十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができ軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの（(三)に該当するものを除く。）

(一) 移動量が一米ートル未満の直線軸のうち、いずれ

か一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が○・○○○

九ミリメートル以下のもの

(二) 移動量が一米ートル以上の直線軸のうち、いずれ

か一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が○・○○一

一ミリメートル以下のもの

5| 沸点が二〇〇度以上のもの

ロ・二 (略)

十二・十三 (略)

十四 ふっ素化合物であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ ビニリデンフルオライドの共重合体であつて、延伸しない

状態でベータ型結晶構造を有する部分の重量が全重量の七

五パーセント以上のもの

ロ・ハ (略)

十五・十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める

測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の

直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下

のもの

(二) 輪郭制御をすることができ軸数が二以上のもの

(三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次の1及び2に該当するもの

1 加工できる材料の最大直径が四二ミリメートル以下のも

2 チヤックを取り付けることができないもの

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができ直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができ回転軸の数が一のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○

○九ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○  
一ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができ軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○  
○九ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上四メートル未満の直線軸

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができ直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができ回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 2330/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のもの

(新設)

(新設)

(二) 輪郭制御をすることができ軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 国際規格 ISO 2330/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のもの

2 国際規格 ISO 2330/2(2006)で定める

のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が○・○○一四ミリメートル以下のもの

3 移動量が四メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が○・○○六ミリメートル以下のもの

(削る)

4 (略)

(三) ジグ中ぐり盤であって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が○・○○一ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハ 研削をすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの(次の(三)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。)

(一) いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が○・○○一ミリメートル以下のものであって、輪郭制御をすることができる軸数が三又は四のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれ

測定方法により測定した場合に、移動量がメートル以上二メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○四五ミリメートル以下のもの

3 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、移動量が二メートル以上の直線軸のうち、ミリメートルで表したいずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が、次の式により算出した数値以下のもの  
○・○○四五+○・○○七×(L) (メートルで表した直線軸の移動量) — (二)

4 (略)

(三) ジグ中ぐり盤であって、国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハ 研削をすることができる工作機械であって、次の(一)又は(二)に該当するもの(次の(三)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。)

(一) 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のものであって、輪郭制御をすることができる軸数が三又は四のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの

(新設)

か一軸以上の一方向位置決め繰返し性が $0.00$ — $1$ ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上四メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が $0.00$ — $0.04$ ミリメートル以下のもの

3 移動量が四メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が $0.00$ — $0.06$ ミリメートル以下のもの

(三) (略)

(四) ジグ研削盤として使用するよう設計した工作機械であつて、一方向位置決め繰返し性が $0.00$ — $0.1$ ミリメートル未満のZ軸又はW軸を有しないもの

(五) (略)

ニ〜ヘ (略)

三 (略)

四 数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であつて、選択的に材料を除去することにより非球形な光学的表面に加工することができるものうち、次のイからニまでの全てに該当するもの

イ (略)

ロ 仕上げの表面粗さの二乗平均平方根が $100$ ナノメートル未満のもの

ハ・ニ (略)

五〜七 (略)

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができると含む。以下この条において同じ。）又はそ

(新設)

(新設)

(三) (略)

(四) ジグ研削盤として使用するよう設計した工作機械であつて、国際規格ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの位置決め精度が $0.00$ — $0.3$ ミリメートル未満のZ軸又はW軸を有しないもの

(五) (略)

ニ〜ヘ (略)

三 (略)

四 数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であつて、選択的に材料を除去することにより非球形な光学的表面に加工することができるものうち、次のイからニまでの全てに該当するもの

イ (略)

ロ 仕上げの表面粗さの二乗平均が $100$ ナノメートル未満のもの

ハ・ニ (略)

五〜七 (略)

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができると含む。以下この条において同じ。）又はそ

の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 直線上の変位を測定するためのものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動

制御装置とともに使用するように設計したフィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもの、スライド運動誤差を測定するものを除く。）及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）

1 レーザー光を用いて測定することができるもの

2 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が

○・二ナノメートル以下のもの

3 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.0005$ を乗じて得た数値に $1.6$ を加えた数値以下のものであつて、 $19.9$ ・ $99.9$ 度以上 $20.0$ ・ $0$ 一度以下の温度範囲において $30$ 秒を超えて測定できるもの

(二) (一)に該当するものの部分品であつて、当該装

置にフィードバック機能を付加するように設計したも

ハ（略）

九〇十一（略）

の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 第一条第十七号ロ(三)に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

ハ（略）

九〇十一（略）

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

ずれかに該当するもの

1 (略)

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、出力速度が二五〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一六ビット以上のものであつて、出力速度が六五メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二) (略)

ヘ〜ヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロ

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

ずれかに該当するもの

1 (略)

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が三〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビットのものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一ニビット超一四ビット以下のものであつて、出力速度が一二五メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一四ビットを超えるものであつて、出力速度が二〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二) (略)

ヘ〜ヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロ

ヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

ワ (略)

三・四 (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 二次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が三五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

六・九 (略)

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置(アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。)であつて、次のイ及びロに該当するもの(デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機を除く。)

イ 分解能及びサンプリング速度が次のいずれかに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプル毎秒を超えるもの

(二) 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(三) 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(四) 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のもので

ヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

ワ (略)

三・四 (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 二次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が三〇〇ワット時毎キログラムを超えるもの

六・九 (略)

十 波形記憶装置であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ サンプルング速度が一秒当たり二億サンプル以上で、かつ、分解能が一〇ビット以上のもの

あって、入力速度が四〇〇メガサンプル毎秒を超えるもの

(五) 分解能が一六ビット以上のものであって、入力速度が一八〇メガサンプル毎秒を超えるもの

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) デジタル化されたデータを出力するもの

(二) デジタル化されたデータを記録するもの

(三) デジタル化されたデータを解析するもの

十一 デジタル方式の記録装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ ディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリへのデータ連続記録速度が六・四ギガビット毎秒を超えて維持可能なもの

ロ 記録中に無線周波数信号データを解析することができるプロセッサを有するもの

十二 (略)

十三 信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの(2)以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。

イ・ロ (略)

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 四・八ギガヘルツ超三十一・八ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるい

ロ 二ギガビット毎秒以上のデータを連続して出力することができるように設計したもの

ハ 過渡的信号又は非周期的信号をトリガーにより取得するもの

十一 計測装置用として設計された磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 計測するデータのサンプリング速度が一秒当たり一億サンプル以上で、かつ、分解能が八ビット以上のもの

ロ 一ギガビット毎秒以上のサンプルデータを連続して記録する能力を有するように設計したもの

十二 (略)

十三 信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの(2)以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。

イ・ロ (略)

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 四・八ギガヘルツ超三十一・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるい



れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) (五) (略)

ニ・ホ (略)

十四 (十六) (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ロ (略)

ハ 削除

ニ (略)

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) イ(一)から(三)まで又はロ(二)から(五)までのいずれかに該当する半導体製造装置であつてそれぞれ異なるものを三台以上接続することができるように設計したウエハーの出し入れ用の接続部を有する

ずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) (五) (略)

ニ・ホ (略)

十四 (十六) (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ロ (略)

ハ 異方性プラズマドライエッチング装置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) パターンを形成する線の最小線幅が六五ナノメートル以下の回路を実現することができるもの

(二) ウエハーの外縁から二ミリメートル以下の範囲を除外したウエハーの表面におけるパターンを形成する線の最小線幅の不均一性が三シグマの分布において、一〇パーセント以下の範囲に収まるようにウエハーを加工することができるもの

ニ (略)

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) イ、ロ又はハのいずれかに該当する半導体製造装置であつてそれぞれ異なるものを三台以上接続することができるように設計したウエハーの出し入れ用の接続部を有するもの(異なる機能を有するものを接続す

もの（異なる機能を有するものを接続することができないものに限る。）

(二) (略)

へ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するものの

(一)・(二) (略)

(三) マスクの製造をすることができるよう設計した

装置であつて、電子ビーム、イオンビーム又はレーザー光を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの

1 | 照射面の半値全幅の直径が六五ナノメートル未満

かつ、イメージ位置誤差（平均値に三シグマを加えたもの）が一七ナノメートル未満のもの

2 | 削除

3 | マスク上の二層目の重ね合わせ誤差（平均値に三

シグマを加えたもの）が二三ナノメートル未満のもの

(四)

直接描画方式で半導体素子又は集積回路の製造をすることができるよう設計した装置であつて、電子

ビームを用いたものうち、次のいずれかに該当するもの

1 | 照射面の直径が一五ナノメートル以下のもの

2 | 重ね合わせ誤差（平均値に三シグマを加えたもの）が二七ナノメートル以下のもの

トヌヌ (略)

十八〇二十二 (略)

ることができないものに限る。）

(二) (略)

へ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するものの

(一)・(二) (略)

(三) マスク、半導体素子又は集積回路の製造をすることが

できるよう設計した直接描画方式の装置であつて、電子ビーム、イオンビーム又はレーザー光を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの

1 | 照射面の直径が〇・二マイクロメートル未満のもの

2 | 一マイクロメートル未満の線幅のパターンを焼き

付けることができるもの

3 | 重ね合わせ精度の絶対値が〇・二マイクロメートル未満のもの

(新設)

トヌヌ (略)

十八〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一二・五実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一二・五実効テラ演算を超えるもの

ヘ (略)

ト 削除

チ・ヌ (略)

四・五 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・四 (略)

五 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナであつて、次のいずれかで使用することができるように設計したもの（国際民間航空機関の標準に準拠したマイクロ波着陸システム（MLS）用のものを除く。）

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が八・〇実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算を超えるもの

ヘ (略)

ト デジタル電子計算機の附属装置であつて、前条第一号ホ

(一)に規定する機能を有するもの

チ・ヌ (略)

四・五 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・四 (略)

五 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナであつて、三・一・八ギガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの（国際民間航空機関の標準に準拠したマイクロ波着陸システム（MLS）用のものを除く。）

イ 周波数が三一・八ギガヘルツ超五七ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力(EIRP)が二〇ディービーエム(等価)方輻射電力(EIRP)が二二・一五ディービーエム(等価)以上のもの

ロ 周波数が五七ギガヘルツ超六六ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力(EIRP)が二四ディービーエム(等価)方輻射電力(EIRP)が二六・一五ディービーエム(等価)以上のもの

ハ 周波数が六六ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力(EIRP)が二〇ディービーエム(等価)方輻射電力(EIRP)が二二・一五ディービーエム(等価)以上のもの

ニ 周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの  
五の二〜八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品(第六号に該当するものを除く。)

イ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 削除

(三)・(四) (略)

ロ 無線送信機又は無線受信機であつて、一、〇二四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五の二〜八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品(第六号に該当するものを除く。)

イ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであつて、プラセオジウムを添加したふつ化物を用いた光ファイバーを用いたもの

(三)・(四) (略)

ロ 無線送信機又は無線受信機であつて、二五六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(次のへからツ

イ デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの（へ若しくはリからツまでのいずれか、第三条第十九号ハ（二） 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

（一）・（二）（略）

ロ 暗号解析を行うように設計したものの（タ又はレに該当するものを除く。）

ハ スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したものの（ニ、タ又はレに該当するものを除く。）

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したものの（タ又はレに該当するものを除く。）

（一）・（二）（略）

ホ 量子暗号を用いるように設計したものの（タ又はレに該当するものを除く。）

へゝカ（略）

ヨ 暗号装置であって、イに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）

までのいずれか、第三条第十九号ハ（二） 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）（略）

ロ 暗号解析を行うように設計したものの

ハ スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したものの（ニに該当するものを除く。）

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したものの

（一）・（二）（略）

ホ 量子暗号を用いるように設計したものの

へゝカ（略）

ヨ ロ又は次号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であって、イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）

(一)・(二) (略)

タ この号から第十号まで又は第十二号に掲げるものであって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号、第十号及び第十二号において「市販暗号装置」という。)

(一)・(二) (略)

レ 電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号、第十号及び第十二号において「副次的暗号装置」という。)

(一)・(二) (略)

ソ・ツ (略)

九の二 装置又は部分品であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが前号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)

十 (略)

十一 削除

十二 (略)

十三 第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨

(一)・(二) (略)

タ 本号から第十二号までに掲げるものであって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。)

(一)・(二) (略)

レ 電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。)

(一)・(二) (略)

ソ・ツ (略)

九の二 装置又は部分品であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)

十 (略)

十一 秘密保護機能(当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。)を有する情報通信システムであつて、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)(又はその部分品(秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。))

十二 (略)

十三 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用

物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) ～ (四) (略)

(五) 船舶用の位置決定装置であつて、次の1及び2に該当するもの又はその部分品

1 (略)

2 応答機から一、〇〇〇メートル以内の距離において計測し、決定した位置の誤差の二乗平均平方根が一〇メートル未満のもの

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3まで

の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) ～ (四) (略)

(五) 船舶用の位置決定装置であつて、次の1及び2に該当するもの又はその部分品

1 (略)

2 応答機から一、〇〇〇メートルの距離において信号を受信したときの位置精度の二乗平均が一〇メートル未満のもの

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3まで

の全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの

1 (略)

2 当該装置から五三〇メートル以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の二乗平均平方根が一メートル未満のもの

3 (略)

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。)がマイナス一八〇デシベルを超えるもの

(二) (六) (略)

二 (略)

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ(ハ) (略)

ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) (略)

の全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの

1 (略)

2 当該装置から五三〇メートルの距離における位置精度の二乗平均が一五メートル未満のもの

3 (略)

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。)がマイナス一八〇デシベルを超えるもの

(二) (六) (略)

二 (略)

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ(ハ) (略)

ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(要素素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)

(一)・(二) (略)



ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、次のいずれかに該当するものうち、二に該当するもの以外のもの

四〇七 (一)・(二) (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

九 光学器械又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 反射鏡であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 複合材料又は発泡体の部分を有していないものであつて、鏡面の一平方メートル当たりの質量が三〇キログラム未満のものうち、全重量が一〇キログラムを超えるもの (太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に設計した反射鏡を除く。)

(三) 複合材料又は発泡体の部分を有するものであつて、鏡面の一平方メートル当たりの質量が三〇キログラム未満のものうち、全重量が二キログラムを超えるもの (太陽放射を追従するために地上に設置されたへ

ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、次のいずれかに該当するもの (要素素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの

四〇七 (一)・(二) (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの (第十一条に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

九 光学器械又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 反射鏡であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 複合材料又は発泡体の部分を有していないものであつて、鏡面の一平方メートル当たりの質量が三〇キログラム未満のものうち、全重量が一〇キログラムを超えるもの

(三) 複合材料又は発泡体の部分を有するものであつて、鏡面の一平方メートル当たりの質量が三〇キログラム未満のものうち、全重量が二キログラムを超えるもの

リオスタット用に設計した反射鏡を除く。)

(四) (略)

ロゝニ (略)

九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 (略)

二 平均出力が三〇ワットを超えるもの

三 (略)

2 一ピコ秒以上一ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

の

一 (略)

二 平均出力が五〇ワットを超えるもの

三 (略)

3・4 (略)

(七)・(八) (略)

ハ (略)

(四) (略)

ロゝニ (略)

九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 (略)

二 平均出力が一〇ワットを超えるもの

三 (略)

2 一ピコ秒以上一ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

の

一 (略)

二 平均出力が一〇ワットを超えるもの

三 (略)

3・4 (略)

(七)・(八) (略)

ハ (略)

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの  
(二) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに  
該当するもの

1 3 (略)

4 半導体レーザースタックアレーであつて、次のい  
ずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用  
するように設計したものであつて、次のいずれか  
に該当するもの

イ 3 ハ (略)

ニ ピークパルス出力密度が二、五〇〇ワット毎  
平方センチメートルを超えるもの(エピタキシ  
ヤル成長によって形成されたモノリシック型の  
ものを除く。)

ホ (略)

二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメ  
ートル未満の波長範囲で使用するように設計した  
ものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 3 ハ (略)

ニ ピークパルス出力密度が五〇〇ワット毎平方  
センチメートルを超えるもの(エピタキシャル  
成長によって形成されたモノリシック型のもの  
を除く。)

ホ (略)

三・四 (略)

5 (略)

(二) 3 (六) (略)

ホ・ヘ (略)

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの  
(二) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに  
該当するもの

1 3 (略)

4 半導体レーザースタックアレーであつて、次のい  
ずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用  
するように設計したものであつて、次のいずれか  
に該当するもの

イ 3 ハ (略)

ニ ピークパルス出力密度が二、五〇〇ワット毎  
平方センチメートルを超えるもの

ホ (略)

二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメ  
ートル未満の波長範囲で使用するように設計し  
たものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 3 ハ (略)

ニ ピークパルス出力密度が五〇〇ワット毎平方  
センチメートルを超えるもの

ホ (略)

三・四 (略)

5 (略)

(二) 3 (六) (略)

ホ・ヘ (略)

十の二〇十三 (略)

十四 光学の測定装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 光の反射率の測定装置（反射率の絶対値を測定するものに  
限る。）であつて、その精度が〇・一パーセント以下の  
もの

ロ (略)

十五・十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次  
のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域  
のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明した  
ものを除く。）

イ・ロ (略)

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向  
を示すものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度未満であつ  
て、位置参照情報を用いない機首方位精度が〇・〇七  
度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四  
五度の地点において六分以下のもの

(二) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度以上であつ  
て、位置参照情報を用いない機首方位精度が〇・二度  
を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五  
度の地点において一七分以下のもの

ニ (略)

四〇九 (略)

十の二〇十三 (略)

十四 光学の測定装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 光の反射率の測定装置（反射率の絶対値を測定するもの  
に限る。）であつて、その精度の絶対値が〇・一パーセン  
ト以下のもの

ロ (略)

十五・十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次  
のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域  
のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明した  
ものを除く。）

イ・ロ (略)

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向  
を示すものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度未満であつ  
て、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当た  
り〇・〇七度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下  
又は緯度四五度の地点において六分以下のもの

(二) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度以上であつ  
て、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当た  
り〇・二度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又  
は緯度四五度の地点において一七分以下のもの

ニ (略)

四〇九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造した水中用の観測装置であつて、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの（レンジゲートイルミネーター又はレーザー発振器を使用した装置を含む。）

五 水中用の照明装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ストロボ法を用いたものであつて、一回のフラッシュ当たり

のエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもののうち、一秒間に五回を超えて発光することができるもの

ロ アルゴンのアークを用いたものであつて、一、〇〇〇メ

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ (略)

ホ 水中用の観測装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計した水中テレビジョン装置であつて、空気中における解像度が八〇〇本を超えるもの

(二) 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計したものであつて、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの

五 水中用のカメラ又はその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ テレビカメラであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 空気中における解像度が一、一〇〇本を超えるもの

(二) 第九条第三号ロ(一)に掲げるイメージ増強管を組み合わせ、かつ、固体撮像素子の有効画素数が一五〇、〇〇〇を超えるもの

ロ 一五〇メートルを超える水深で使用できるように設計又

メートルを超える水深で使用することができるよう設計したものである。

六〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 (略)

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇ハ (略)

ニ 宇宙空間用の飛しよう体のペイロードであつて、第六条

は改造された写真機（幅が三五ミリメートル以上のフィルムを用いるものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 水深、位置その他の測定データをフィルムに記録することができるもの

(二) バックフォーカルディスタンスを自動的に補正する機能を有するもの

(三) ハウジングが一、〇〇メートルを超える水深で使用することができるよう設計した自動的な制御装置を有するもの

ハ 照明装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ストロボ法を用いたものであつて、一回のフラッシュ当たりエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもののうち、一秒間に五回を超えて発光することができるもの

(二) アルゴンのアークを用いたものであつて、一、〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

六〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 (略)

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇ハ (略)

ニ 宇宙空間用の飛しよう体のペイロードであつて、第六条

第二号イ(一) 4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ(二) 若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ (略)

四の二(十) (略)

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの

イ・ロ (略)

十一 ガスタービンエンジンの鑄造によるブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具(型を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 鑄造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの

ハ (略)

十二(二十) (略)

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの(共結晶したものを含む。)

イ(ヲ) (略)

ワ ビス(2・2・2トリニトロエチル) ニトラミン

第二号イ(一) 4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ(二) 若しくは第九号ハ若しくはホ又は第九号第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ若しくは第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ (略)

四の二(十) (略)

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの(娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。)

イ・ロ (略)

十一 ガスタービンエンジンの鑄造によるブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具(型を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 鑄造用に設計されたコア又はシェルであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの

ハ (略)

十二(二十) (略)

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ(ヲ) (略)

(新設)

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）

イ 〽ミ （略）

3 〽10 （略）

（外国為替令別表関係）

第十五条 （略）

第十六条 外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ（二）若しくは（三）のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

一の二 第三条第二号ロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を操作、保守若しくは点検するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

二 （略）

三 第三条第二号イに該当する貨物の製造用の装置若しくは工

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 〽ミ （略）

3 〽10 （略）

（外国為替令別表関係）

第十五条 （略）

第十六条 外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ（二）、（三）若しくはロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）  
（新設）

二 （略）

三 第三条第二号イに該当する貨物の製造用の装置若しくは工



具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

四 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト、チ若しくは又、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二号、第二十二号の二若しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

五の二〇十二 (略)  
二〇五 (略)

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)  
三 第四条第三号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二〇七 (略)

具、試験装置若しくはこれらの部分品を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

四 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト、チ若しくは又、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二号、第二十二号の二若しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

五の二〇十二 (略)  
二〇五 (略)

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)  
三 第四条第一号ロ若しくはハ又は第三号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二〇七 (略)

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくはニ、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができ、軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれ

か一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル以下のもの

(二) 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれ

か一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○一ミリメートル以下のもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれ

か一軸以上の方向位置決め繰返し性が○・○○

○九ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれ

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくはニ、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができ、軸数が二以上のものうち、国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のもの

(新設)

(新設)

ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれ

か一軸以上の直線軸の位置決め精度が○・○○三ミリメートル以下のもの

か一軸以上の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇  
一ミリメートル以下のもの

(二) 第五条第二号ロ(二) 1から3までのいずれかに  
該当するものであつて、いずれか一軸以上の直線軸の  
一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメート  
ル以下のもの

二〽四 (略)

2〽6 (略)

第十九条 (略)

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、  
第六条第十七号イ、ロ、ニからへまで又はヌのいずれかに該当  
するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロ  
コントローラのコアであつて、論理演算ユニットのアクセス  
幅のビット数が三二以上のものうち、次のいずれかに該当  
するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。  
)

イ・ロ (略)

ハ 一六ビットの固定小数点積和演算処理を一サイクル当た  
り八を超えて実現できるように設計したもの

(二) 第五条第二号ロ(二) 1から3までのいずれかに  
該当するものであつて、国際規格ISO二二三〇/二  
二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、  
いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇  
三ミリメートル以下のもの

二〽四 (略)

2〽6 (略)

第十九条 (略)

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、  
第六条第十七号イからへまで又はヌのいずれかに該当するもの  
を使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロ  
コントローラのコアであつて、論理演算ユニットのアクセス  
幅のビット数が三二以上のものうち、次のいずれかに該当  
するものの設計又は製造に必要な技術(プログラム及び最小  
線幅が〇・一三マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層  
以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコン  
ピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製  
造に必要な技術を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 一六ビットの固定小数点積和演算処理を一サイクル当た  
り四を超えて実現できるように設計したもの

4・5 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

六・七 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

4・5 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

六・七 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

二の二 第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四〇六 (略)

七 第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八 (略)

八の二 第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九 プログラムであつて、第八条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十〇十五 (略)

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化

一・二 (略)

二の二 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四〇六 (略)

七 第八条第九号から第十二号まで又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八 (略)

八の二 第八条第九号から第十二号までのいずれか又は第一項第九号若しくは第十号に該当するものを使用するために設計したプログラム

九 プログラムであつて、第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十〇十五 (略)

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化

の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 削除

(三)〜(五) (略)

ハ (略)

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一、〇二四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(二)・(三) (略)

ホ・ヘ (略)

四〜十四 (略)

3・4 (略)

の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであつて、プラセオジウムを添加したふつ化物を用いた光ファイバーを用いたもの

(三)〜(五) (略)

ハ (略)

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 二五六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(二)・(三) (略)

ホ・ヘ (略)

四〜十四 (略)

3・4 (略)

<p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外為令別表の一〇の項(三)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術(プログラムを除く。)であつて、面積が〇・五平方メートルを超える曲面を、面精度の二乗平均平方根が一〇ナノメートル未満となるように仕上げるためのもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外為令別表の一〇の項(三)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術(プログラムを除く。)であつて、面積が〇・五平方メートルを超える曲面を、面精度の二乗平均が一〇ナノメートル未満となるように仕上げるためのもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>
---	--

○貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)(第二条関係)(傍線部分は改正部分)

<p>改正案</p> <p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する經濟産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、經濟産業大臣が告示</p>	<p>現行</p> <p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する經濟産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、經濟産業大臣が告示</p>
---	--

で定めるものを除く。)の取引であつて、貨物(輸出令別表第一の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

へ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、プログラム(同表の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引(役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

3  
十五・十六 (略)

で定めるものを除く。)の取引であつて、貨物(輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

へ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、プログラム(同表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引(役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

3  
十五・十六 (略)

○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成二十年経済産業省令第五十七号)(第三条関係)(傍線部分は改正部分)



輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

一 （略）

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

一 （略）

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五・六（略）

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十・十二（略）

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施さ

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五・六（略）

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十・十二（略）

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事

れる事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行  
う場合

前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合